

食事サービス提供契約書

エクセル・サポート・サービス株式会社（以下「甲」という）と、
（以下「乙」という）とは賃貸借（サービス付き高齢者向け住宅）の目的である建物「グランドマスト成城北（東京都世田谷区上祖師谷 4-38-16）」において甲が乙に提供する食事サービスについて、次のとおり契約を締結します。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとします。

年 月 日

(甲)

住 所 大阪府大阪市中央区北浜 2-6-11
エクセル・サポート・サービス株式会社
氏 名 代表取締役 山 本 浩 印

(乙) 契約名義人 (号室)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(乙) 同居人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

第1条（契約の目的）

甲は、乙が「グランドマスト成城北」において主体的に充実した生活を継続して送れるよう、乙の申込みに応じて、安全で安心な食事サービスを提供することを約し、乙は、食事サービスの対価として第2条の食事サービス料金を支払うことを約します。

第2条（食事サービス料金）

食事サービス料金は、朝食・昼食・夕食ともに掲示板等にてお知らせした金額といたします。

第3条（食事サービス料金の変更）

1. 甲は、乙にご提供する食事サービス料金の固定に努めますが、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情等の変動により合理的な範囲で料金を改定させていただきます。また、消費税等の税金が新たに課税あるいは増減された場合、税金が改正された月の食事サービス料金より当該税金の改正額に相当する金額は、自動的に改正されます。
2. 甲は、食事サービス料金を改定する場合は、少なくとも1ヶ月前に、乙にお知らせいたします。
3. おせち料理等、イベントによる特別メニューの提供により、通常の食事サービス料金と異なる場合は、その都度、乙にお知らせいたします。

第4条（食事サービス料金の支払）

1. 食事サービス料金の支払いは、乙が甲に食事サービスを予約された分を集計して月末に締め切った金額を、翌月20日に乙の銀行預金口座からの自動引き落としにてお支払いいただきます。
2. 口座振替事務手数料等は乙の負担といたします。
3. 食事サービス料金の支払いの領収は、金融機関の引き落としを以て証とし、甲は領収書を発行いたしません。
4. 乙は、食事サービス料の支払いを遅延し、もしくは怠ったときは、その全額の支払いに至るまで、延滞料金等に対する遅延損害金および延滞により甲に生じた手続き等の費用を加えてこれを支払うものとします。

第5条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1ヶ年とします。但し事由の如何を問わず「グランドマスト成城北」の貸室賃貸借契約（以下、賃貸借契約の目的物を「本物件」といいます。）が終了したときは、本契約も自動的に終了します。
なお、貸室賃貸借契約締結時の乙の人数が2人以上の場合で、契約名義人または同居人が他界されるかまたは退室された後も本物件内に1人以上在住されている場合は、改めて在住者の方と本契約（本契約の内容が改定されている場合には改定後の契約）と同内容の契約を締結させていただきます。

2. 甲・乙双方より何らの申し出あるいは異議がない場合は、本契約は更に1ヶ年継続し爾後もこの例によるものとします。

第6条（事業者からの契約解除）

1. 甲は、甲が食事サービスを提供するための共有スペース内において、乙の行動が他の居住者の迷惑となり、あるいは危害が及ぶと判断したとき、一時的にその行動を抑制し、直ちに管理会社（積水ハウスシャーマゾンPM 東京株式会社グランドマスト事業部）に通報して判断を仰ぐこととし、その後次の各号に掲げる手順にて対応することといたします。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医または生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聞くこと。
 - ③ 契約解除の通告について、1ヶ月の猶予期間をおくこと。
 - ④ 通告に先立ち、入居者本人あるいは家族の意思を確認すること。以上の後、なお改善が見られず、他の居住者と共通の場での食事サービスの提供が著しく困難であると判断される場合は、本契約を解除させていただきます。
2. 甲が提供する食事は、食堂で喫食する事を原則とし、自室への持ち帰りは管轄する保健所からの指導により禁止されています。
再三の忠告にもかかわらず乙によりこれが守られない場合は、本契約を解除させていただきます。
3. 甲は、乙が正当な理由なく、甲に支払うべき食事サービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合、本契約を解除する事があります。

第7条（秘密保持）

1. 甲およびその従業者は、食事サービスを提供するうえで知り得た乙とその家族等に関する秘密を、積水ハウスシャーマゾンPM 東京株式会社と共有する場合を除き、第三者に漏らしません。またこの守秘義務は、契約終了後も同様とします。
2. 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、その都度乙の同意を得るものとします。ただし、個人情報保護法、その他法令等に基づき第三者提供が認められる場合は除きます。

第8条（賠償責任）

甲および乙は、故意又は過失によりこの契約に違反し相手方に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとします。その賠償額については、甲・乙間で協議するものとします。

第9条（相談、苦情対応）

甲は相談窓口を設置し、食事サービス提供に係る乙よりの要望、相談、苦情等に対し誠実かつ迅速に対応します。

※ 連絡先：エクセル・サポート・サービス株式会社 Tel 06-6881-3596

第10条（信義則）

甲および乙は、信義誠実の原則をもって本契約を履行します。またこの契約に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し決定します。

第11条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の本店所在地又は「グランドマスト成城北」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。